

低公害車導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）及び全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための、低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車及び電気自動車をいう。
- (2) 「事業者」とは、県ト協の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成の対象事業)

第3条 県ト協は、事業者の低公害車導入に対し助成する。
但し、会費の未納等により助成できない場合がある。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることができる。
2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月12日までに登録を完了するものでなければならない。
2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）

(交付申請)

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1による低公害車導入促進助成金交付申請書を、別に定める期日までに、県ト協に提出しなければならない。
2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第7条 県ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式2による低公害車導入促進助成金交付決定通知書により事業者に通知する。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、低公害車導入事業が完了したときは、完了した日から1か月以内に、リースによる導入のときは様式3の(1)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書を、購入による導入のときは様式3の(2)により、低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)を県ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、前条の低公害車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、様式4による低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書を県ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、事業者は、速やかに様式5による低公害車導入促進助成金交付申請取下届出書を県ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- 1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- 3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- 4) 事業者が県ト協を脱会したとき。

- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、県ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。
- 4 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく県ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第13条 県ト協は、事業者が行う第3条第1項の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附則)

本要綱は平成19年4月1日から適用する。

平成21年4月1日一部改正。

平成22年4月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成24年8月6日一部改正

平成26年4月1日字句訂正

平成27年4月1日字句訂正

平成28年4月1日字句訂正

平成30年4月1日字句訂正

平成31年4月1日字句訂正